

令和3年10月15日

東日本国際大学では、加入する日本私立大学協会が示すモデルに基づき、令和元年度にガバナンス・コードを策定し、遵守した活動を進めてきた。

令和3年度第6回大学協議会において、これまでの監事からの指摘の点を中心に高等教育研究開発センターが中心となり遵守状況を確認した結果、新型コロナウイルス感染拡大への対応に追われ十分に実質化できていない課題点は残るものの、全体として遵守されていることが確認された。以下に報告する。

1 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

1-1 建学の精神

1-2 教育と研究の目的（私立大学の使命）

以上各項目については、財務計画・教学マネジメントを含む中期計画を策定した上で、年次計画に落とし込んだPDCAサイクルの実質化を進めており、遵守されている状況である。

2 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

2-1 理事会

2-2 理事

2-3 監事

2-4 評議員会

2-5 評議員

以上各項目については、新型コロナウイルス感染拡大への対応が第一の状況となった結果、監事からの指摘に対し対応がやや遅れている項目もあるが、全体としては遵守されていることが確認される。

3 教学ガバナンス

3-1 学長

3-2 教授会

以上各項目については、中期計画の年次計画の落とし込み（数値目標管理を含む）によるPDCAサイクルの推進、法人の経営情報共有のSDを実施するなどして順調に進められている。

4 公共性・信頼性

4-1 学生に対して

4-2 教職員等に対して

4-3 社会に対して

4-4 危機管理及び法令遵守

アセスメントポリシーを策定することで3つの方針の実質化のための内部質保証サイクルを回しているが、新型コロナウイルス感染拡大への対応以降、それ以外の点についての人財育成の方針に基づくUD、セキュリティポリシーの実質化についてはやや弱い点があるため今後の課題である。

5 透明性の確保

5-1 情報公開の充実

すべて大学のサイトを利用して公開しており、公開自体は行われているが、説明方法の工夫については、まだ課題が残るため改善に努める。